第一種フロン類充塡回収業者登録更新希望の皆様へ

～登録更新のご案内について～

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

1.登録更新の申請の受付期間

登録の更新をご希望の場合は、「現在の登録の有効期間の満了日の２ヶ月前より満了日まで」申請を受け付けますので、お早めの申請をお願いします。有効期間の満了日については、「第一種フロン類回収業者登録通知書」（変更があった場合は、「第一種フロン類回収業者（第一種フロン類充塡回収業者）変更登録通知書」）をご確認ください。

なお、土日・祝日等の閉庁時は受付できませんので、有効期間の満了日にご留意願います。

2.登録に必要な書類

(1)第一種フロン類充塡回収業の登録申請書:1 通

（登録申請書は滋賀県庁HP「 http://www.pref.shiga.lg.jp/shinseisho/de00b/index.html 」のフロン排出抑制法関係からもダウンロードできます。）

(2)添付書類（裏面の「添付書類一覧」をご参照願います。）

3.登録手数料

4,000 円「滋賀県」の収入証紙で納入してください。

（登録申請書（「様式1」）の裏面に貼付願います。また、収入証紙は、申請する府県によって異なりますので、滋賀県での登録をご希望の場合は、「滋賀県」の収入証紙を購入してください。）

○滋賀県収入証紙販売窓口

県庁会計管理局

滋賀県内の滋賀銀行本支店出張所

滋賀県内の関西アーバン銀行本支店出張所

4.申請の受付方法

申請窓口に必要書類等をご持参頂くか、封筒の表に「フロン登録更新申請」と朱書きの上、簡易書留により送付してください。

なお、郵送による申請で、郵便事情等により申請書類等が県に届かなかった場合、県は一切の責任を負えませんのでご了解願います。

（郵送による申請の方法等については、次ページをご参照ください。）

お問い合わせ・申請窓口
〒520－8577
滋賀県大津市京町四丁目１番１号
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課環境管理係
TEL　：077－528－3357
FAX　：077－528－4844
E-mail：de0003@pref.shiga.lg.jp

○添付書類

1)本人を確認できる書類

・ 個人の場合、発行日より3 ヶ月以内の住民票の写しの原本(本籍地の記載は不要です)、または本人確認情報の利用承諾書
(様式は滋賀県 HP に掲載→http://www.pref.shiga.lg.jp/shinseisho/de00b/index.html#06)

・ 法人の場合は、発行日より3 ヶ月以内の登記事項証明書(履歴事項全部証明書が望ましい。)

2)申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類

・ 誓約書
(様式は滋賀県 HP に掲載→http://www.pref.shiga.lg.jp/shinseisho/de00b/index.html#06)

3)フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

・ 自ら所有している場合
「購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等」のうち、いずれかの写し

・ 自ら所有権を有していない場合
「借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等」のうち、いずれかの写し
(回収設備所有者の所有権を有することを証する書類(「購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等」のうちのいずれか)の写しも添付してください。)

※上記の書類等が用意できない場合には、フロン回収機の写真(全体写真とメーカー及び型式が分かる写真)を添えた申立書を提出してください。

4)フロン類回収設備の種類およびその設備の能力を説明する書類

・「取扱説明書、仕様書、カタログ等」のうち、いずれかの写し

〈参考資料〉

5)フロン類の充塡・回収を自ら行う者またはフロン類の充塡・回収に立ち会う者が有する資格に関する資料

・ 資格証明書等の写し

[充塡に関する資格等の例]

・ 冷媒フロン類取扱技術者
・ 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
・ 高圧ガス製造保安責任者:冷凍機械(高圧ガス保安協会)
・ 上記保安責任者(冷凍機械以外)
・ 冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会)
・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
・ 自動車電気装置整備士

[回収に関する資格等の例]

・ 冷媒フロン類取扱技術者
・ 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
・ 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
・ 冷凍空気調和機器施工技能士
・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
・ フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
・ 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
・ 自動車電気装置整備士

※ 上記の資格等を有されない場合でも申請は受け付けていますが、今後、作業内容に応じた、講習会等にご参加いただくことをお勧めします。

○郵送による登録の申請

滋賀県収入証紙を購入の上、登録申請書に貼付し、上記の添付書類を添えて、申請窓口まで簡易書留で送付ください。

※滋賀県収入証紙の郵送による購入方法
「〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号滋賀県会計管理局管理課」(TEL:077-528-4310、4311)あて、現金書留郵便にて、下記 1)～3)を同封の上、お申し込みください。

・同封するもの

1) 現金 4,000 円(滋賀県収入証紙代)
2) 返信用封筒(貴(社)住所を記載し、切手(特定記録郵便 242 円、簡易書留 392 円どちらかを貼付願います。)
3) 以下の事項を記載した書類(任意の様式)
①貴(社)連絡先
②必要な証紙の記載:「滋賀県収入証紙 4,000 円分購入」と記入願います。
③領収書の宛名(領収書を発行します。)
④返信方法:「特定記録郵便(または簡易書留)による返送を希望」と記入願います。